

平成 30 年 10 月 30 日

一般社団法人看護系学会等社会保険連合
役員改選について（案内）

1. 現理事の退任について

平成 31 年 4 月総会終了をもって現理事 7 名のうち 3 名が任期満了を迎える。定款 16 条に規定されている理事の定数 5 名以上を満たさなくなるため、平成 31 年度社員総会にて役員改選を行う。

定款 16 条（役員の種類及び定数）

本法人には次の役員を置く。

理事 5 名以上 監事 2 名以内

2. 理事の職務と任期について

定款に規定されている理事の職務と任期は以下の通りである。

定款第 33 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の開催日時及び場所並びに議案の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 本法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (6) 会員学会・団体、賛助会員の入会の可否の決定

※理事会は年 5～8 回程度の開催（東京）となる。

定款第 20 条（任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、3 期までとする。

3. 候補者の公募について

定款施行細則第 4 条 2 に基づき、**理事候補者 3 名程度**の公募を行う。

定款施行細則第 4 条（役員を選任）

2 理事会は、役員候補者の選出に際し、以下の手続きをとる。

- (1) 理事会は、役員の任期満了または役員の欠員が生じる場合には、あらかじめ社員から役員候補者を公募する。
- (2) 役員に立候補するものは、書面により理事会に意思表示を行うものとする。
- (3) 役員候補者を推薦するものは、推薦理由を書面により理事会に提出するものとする。

公募期間：平成 30 年 12 月 10 日（月）～平成 31 年 1 月 25 日（金）必着

必要書類：「立候補用届出用紙」または「推薦用届出用紙」

注意事項：推薦の場合、推薦者は看保連社員に限る。

提出先：下記事務局まで郵送にて提出

〒150-0001 渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 4 階
一般社団法人 看護系学会等社会保険連合 事務局宛

4. 公募終了から選挙までの流れ

1) 選任案の作成

定款施行細則第 4 条 3 に基づき、届け出があった者について、理事会にて選任案を作成する。

定款施行細則第 4 条（役員を選任）

- 3 理事会は前条により選出された役員候補者を参考として、役員を選任案を作成する。

2) 決議

定款第 29 条に基づき、選任案の決議は、総社員の過半数が出席した社員総会において、出席した社員の過半数をもって決する。

定款第 30 条に基づき、代理出席者は議決権を行使することができる。

定款第 29 条（決議）

社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。

定款第 30 条（議決権の代理行使）

やむを得ない事由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を下記の者を代理人として、議決権を行使することができる。

- (1) 本法人の社員
- (2) 当該社員が属している会員学会・団体の構成員

以上